

令和元年 第2回

南会津地方環境衛生組合議会  
定例会  
会 議 録

南会津地方環境衛生組合議会

令和元年第2回南会津地方環境衛生組合議会定例会

議事日程

令和元年8月26日（月曜日）午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第3号から議案第10号を一括上程  
(提案理由の説明)
- 日程第4 一般質問
- 日程第5 報告第3号 平成30年度主要な施策の成果及び予算執行の実績に関する報告について
- 日程第6 議案第9号 平成30年度南会津地方環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第10号 令和元年度南会津地方環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1番	大 桃 英 樹	議 員	2番	湯 田 健 二	議 員
3番	齋 藤 邦 夫	議 員	4番	五 十 嵐 芳 道	議 員
5番	室 井 亜 男	議 員	6番	湯 田 芳 博	議 員
7番	山 岸 国 夫	議 員	8番	渡 部 訓 正	議 員
9番	湯 田 純 朗	議 員	10番	高 野 精 一	議 員
11番	室 井 嘉 吉	議 員	13番	佐 藤 盛 雄	議 員

欠席議員（1名）

12番 鈴 木 征 議 員

## 説明のための出席者

大宅宗吉	管理者	菅家三雄	副管理者
星学	副管理者	木下光廣	監査委員
渡部さつき	会計管理者	阿久津正治	事務局長
阿部妙子	総務課長	星邦一	環境衛生課長
室井順之	総務課総務係長 兼財政係長		

## 書記

大塚晃司	総務課財政係 主査
------	--------------

○佐藤盛雄議長 おはようございます。都合により欠席届のあった議員は、12番、鈴木征君でございます。

開会 午前10時01分

---

◇

**◎開会の宣告**

○佐藤盛雄議長 ただいまから令和元年第2回南会津地方環境衛生組合定例会を開会します。

---

◇

**◎開議の宣告**

○佐藤盛雄議長 これから本日の会議を開きます。

執務中の軽装化の実施に伴い上着の脱衣を許可します。

---

◇

**◎議事日程の報告**

○佐藤盛雄議長 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

ここで議長から申し上げます。これから議題となります議案等の審議については会議規則第47条の規定により、質問の回数が3回と規定されておりますので、簡潔に質問されるよう、ご協力をお願いいたします。

---

◇

**◎会議録署名議員の指名**

○佐藤盛雄議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第86条規定によって、4番、五十嵐芳道君、7番、山岸国夫君を指名します。

---

◇

### ◎会期の決定について

○佐藤盛雄議長 日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日限りの1日にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定しました。

---

◇

### ◎報告第3号から議案第10号まで一括上程

○佐藤盛雄議長 日程第3、報告第3号から議案第10号まで一括上程します。

本案について管理者より提出理由の説明を求めます。

管理者大宅宗吉君。大宅宗吉君。

○大宅宗吉管理者 みなさん、おはようございます。

本日ここに、令和元年第2回、南会津地方環境衛生組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私ともに大変ご多忙の中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

当組合も統合から8年目を迎えた所でございますが、組合の運営にあたっては、各施設それぞれが古い施設であることから、維持管理には充分注意をしながら施設の整備を図り、長期延命と更新計画の両方を見据え、組合運営に努めてまいり所存でありますので、議員の皆様方のご助言、ご協力をお願いいたします。

次に、当衛生組合の運営状況でございますが、現在のところ順調に推移しております。施設に関しましては、定期修繕等の発注も順調に進んでおりますことを、ご報告申し上げます。

それでは、本日提案いたしました議案について、ご説明を申し上げたいと思います。

まず、報告第3号、平成30年度、主要な施策の成果及び予算執行の実績に関する報告について、ご説明を申し上げます。

まず、1ページからありますが、東部聖苑の火葬業務に関する事項から、ご説明申し上げ

ます。

当該年度の申請件数は、南会津町の田島地域で178件の申請があり、前年度より11件の減、下郷町は102件の申請で13件の減となりました。

町外者の申請は3件で1件の増でありました。

合計件数は283件となり、前年度より23件の減となりました。

次に、3ページからは西部斎苑の火葬業務に関する事項であります。

当該年度の火葬件数は、南会津町の西部地域で89件の申請があり、前年度より2件の減、只見町は81件の申請があり増減なしとなりました。

町外者の申請は1件で2件の減でありました。

合計件数は171件となり、前年度より4件の減となりました。

今後も、施設の維持管理には充分注意をしながら業務を行ってまいります。

次に、5ページからは東部衛生センターのし尿処理業務について、ご説明申し上げます。

まず、し尿等受入量は、全体として前年度と同量の1万4,060.7キロリットルでありました。生し尿は193.5キロリットルの減、浄化槽汚泥は204.3キロリットルの増、農林集排汚泥は、10.8キロリットルの減となりました。

施設への搬入に関しましては、一度に大量搬入が無いよう、計画的に時期をずらしながら搬入するよう指示体制を整備しております。各業者が重ならないよう調整をして搬入を行っていただいております。

次に、9ページからの西部衛生センターの運営状況であります。し尿受入量は、全体として前年より192.6キロリットル増加しました。

生し尿は111.6キロリットルの増、浄化槽汚泥は9キロリットルの減となりました。農林集排汚泥は、90キロリットルの増となりました。

搬入に関しましては、許可業者によりスムーズに搬入しております。

尚、両施設の維持管理に関しましては、補修及び設備の保守点検などは、適時、適切な維持管理に努めてまいります。

次に、13ページからの東部クリーンセンターのごみ処理業務について、ご説明申し上げます。

一般廃棄物受け入れ量は、可燃、不燃、粗大、危険とペットボトル、ビン類そして新分別のプラ製、紙製、紙パック、段ボール、古紙類は前年度から比べて0.3パーセントの増量となりました。また、当施設から搬出された有価物は72万7,730キログラムで、売り渡し額が23万

4,756円でありました。

焼却灰および乾電池等の最終処分搬出量は、103万5,410キログラムで、搬出委託料は3,130万845円となり、さらにリサイクル協会へのペットボトル、ビン類、プラ製の搬出については、東部と西部あわせまして27万5,670キログラムで、176万6,443円の再商品化実績となりました。

尚、排ガス中のダイオキシン類の数値は、1号炉で0.25ナノグラム、2号炉は1.9ナノグラムとなり、ともに基準値よりも大幅に下回っている現状であります。

次に、19ページからの西部クリーンセンターのごみ処理業務について、ご説明申し上げます。

一般廃棄物受け入れ量は、可燃、不燃、粗大、危険とペットボトル、ビン類、プラ製、紙製、紙パック、段ボール、古紙類、さらに檜枝岐村可燃ごみ搬入があり前年度から比べてほぼ横ばいとなっております。

また、当施設から搬出された有価物は21万1,410キログラムで、売り渡し額が6万9,029円でありました。

焼却灰の最終処分搬出量は、37万1,420キログラムで、搬出委託料は1,163万2,870円となりました。

乾電池搬出とリサイクル協会へのペットボトル、ビン類、プラ製の搬出については、東部で一括して報告してありますが、西部では4万1,950キログラムを搬出しました。

尚、排ガス中のダイオキシン類の数値は、1号炉で3.3ナノグラム、2号炉は0.3ナノグラムとなり、ともに基準値よりも大幅に下回っている状況であります。

次に、23ページの公有財産について、ご説明を申し上げます。

まず、土地および建物につきましては、昨年、それぞれ全施設分で、土地面積合計は7万998.59平方メートル、建物の延べ面積は、9,845.14平方メートルと御報告いたしましたが、その後西部環境センターの土地合筆の際、原野等から宅地に地目を変更したため15.64平方メートル地積が増加しました。

そのため、平成30年度の公有財産に関する土地および建物につきましては、それぞれ全施設分で、土地面積合計は、7万1,014.23平方メートル、建物の延べ面積は、9,845.14平方メートルとなりました。

次に、24ページの物品につきましては、公用車でありまして、乗用車1台を購入いたしましたので、年度中の増減がありましたが、車両合計は昨年同様21台となっております。

最後に、25ページの基金状況であります。基金は財政調整基金であり、前年度末現在高

は、9,064万7,713円であり、決算年度中に、735万8,858円の増であり決算年度末現在高は9,800万6,571円でございます。

以上、報告第3号の内容をご説明申し上げましたが、よろしくお願いたします。

次に、議案第9号、平成30年度、南会津地方環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

去る7月18日に実施されました、平成30年度における組合の決算審査結果につきましては、後ほど監査委員から報告を頂きますので、よろしくお願いたします。

決算書の1ページから2ページをご覧いただきたいと思います。

平成30年度における歳入調定額は、10億1,813万7,366円でありましたが、収入済額は、10億1,780万9,166円となり、32万8,200円の収入未済額が発生いたしました。

この収入未済額は、斎場使用料及びし尿汲取、浄化槽清掃維持管理手数料等の年度内収入が見込まれなかったもので、これらの未収金につきましては、現在、徴収業務を進めているところであります。

次に、3ページから4ページの歳出における支出済額は、10億848万868円となり、歳入歳出差引額は、932万8,298円で、これは、繰越金として、令和元年度へ繰り越しをさせていただきます。

次に議案第10号、令和元年度、南会津地方環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

まず、第4款の繰越金で、平成30年度の決算額が確定したことから、補正前の額から67万2,000円を減額し、932万8,000円とし、歳入総額を9億8,162万8,000円とするものであります。

次に、歳出につきましては、予備費の調整のみでございます。

第4款の予備費を、67万2,000円を減額し、補正後の額を844万6,000円とし、歳出総額を9億8,162万8,000円とするものであります。

以上、本定例会に提出いたしました議案の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いたします。

○佐藤盛雄議長 これで、提案理由の説明を終わります。





## ◎一般質問

○佐藤盛雄議長 日程第4、一般質問を行います。

お諮りいたします。

本定例会における一般質問にあたりましては、会議規則第47条ただし書きの規定により、質問の回数が3回を超えることを許可し、同規則第48条の規定により、その発言時間を答弁を含め、30分に制限することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

異議なしと認めます。

よって、本定例会における一般質問にあたりましては、会議規則第47条ただし書きの規定により、質問の回数が3回を超えることを許可し、同規則第48条の規定により、その発言時間を答弁を含め、30分に制限することに決定しました。

質問にあたりましては、議席からの発言で、簡潔、明瞭にお願い申し上げます。

通告による一般質問の発言を許可します。

それでは6番湯田芳博君の発言を許可します。

湯田芳博君。

○6番 湯田芳博議員 通告に基づきまして、一般質問を行います。

まず初めに、南会津地方環境衛生組合職員の身分と職責についてであります。

当組合の職員はいわゆる憲法第15条に定める公務員に準ずるかどうかということをもう一度ここで確認をしておきたいと思います。

第2にその規定に該当する公務員ということであれば、その行動規範の拠り所をお示しいただきたい。

そしてまた、現在在職する職員の言動、これについては私生活も含みますが、公務員としてその規範に違反している行為があったかどうか、問題はなかったかお伺いをいたします。

これは管理者にお答えを求めます。

次に東部聖苑および西部斎苑の待合室の改善について伺います。

1つは高齢者や障がい者が抱える日常生活の負担についてどのように認識しているか、改めてお伺いをいたします。

さらに2つ目といたしまして、待合室におかれては、障がい者あるいは高齢者の負荷がかかっていく。このようなお話を聞きますので、これらの環境の改善を行う考えはあるか、お伺い

をいたします。

次に亜臨界水の反応施設を検討する施策についてであります。

高温、高圧における亜臨界水の反応で有機分解が可能であります、これらの処理を当組合で行う考えはあるか、お伺いをいたします。

焼却残渣については、その処分代が4,000万を越す経費になっておりますが、これらの経費節減を図るために、生ごみや草木等、いわゆる生活関連の素材を活用した有機たい肥もしくは培土の製造に取り組む考えはないかをお伺いしたいと思います。

いずれも、管理者にご答弁をお願いするものであります、残り時間の範囲で再質問をさせていただきますことといたします。

以上であります。

○佐藤盛雄議長 答弁をもとめます。

管理者大宅宗吉君。大宅宗吉君。

○大宅宗吉管理者 それでは、6番湯田芳博議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、南会津地方環境衛生組合管理職員の身分と職責に関する一点目であります。当組合職員は憲法第15条で定める公務員に準じることのお質しですが、当組合は、地方自治法第1条の3、第1項の定めております特別地方公共団体でありますので、当組合の職員は公務員でございます。

次に、2点目、もし公務員に準じるとすれば、その行動規範の拠り所は何か。とのお質しですが、公務員に対する社会の期待や信頼に応える行動規範である公務員倫理でございます。

職員は、初心を忘れずに職務の執行の公正さに対する町民の疑惑や不信を招くような行動、言動、または、常に公私の別を明らかにし、公務に対する町民の信頼を確保するため、日々自覚をもって正しい行動規範に努めておるところであります。

次に、3点目であります。現在在職する職員の言動、まあ私生活を含むと言われております。そういう中で公務員として問題はなかったかとお質しですが、職員は公務員であることを忘れずに、常に高い倫理観と使命感をもって行動していると、このように認識しておりますので、ご理解を願いたいと思います。

次に東部聖苑および西部斎苑の待合室の改善策に関する1件目であります。高齢者や障がい者が抱える日常生活の負担についてどのように認識しているか。とのお質しですが、和室内に平成28年度に東部、西部共に座椅子を設置し、また、東部聖苑、24年度であります。

れども、そしてまた西部斎苑、26年度になります。トイレ改修工事を行い、高齢者や障がい者にも楽にできるように、使っていただけるようにしたところがございます。

次に2点目、待合室を負担の少ない環境に改善、改修する考えはあるか。とのお質しですが、本年7月には新しく東部聖苑待合室にテーブルと椅子を設置いたしました。今後も町民の意見を聴きながら、できる範囲内で改修して参りたいと考えております。

次に3問目ですが、亜臨界水反応施設を検討する施策に関する1点目。高温高圧における亜臨界水反応で有機物分解処理を行う考えはあるか。とのお質しですが、今のところ生ごみとして、その処理量、全体の13.1%という状況の中でいろいろな経費等も考慮した中で今後生ごみの、その減量。皆さま達にも、町民の皆さま方にもご協力を求めるようにはなると思いますが、あの、この衛生組合としてはそのようなごみの量の中でこのような施設を取り入れるという考えは現在のところ持っておりませんので、ご理解願いたいと思います。

次に2点目があります。焼却残渣を減らすとともに生ごみも草木ごみも素材とした有機たい肥または培土の製造に取り組む考えはあるか。とのお質しですが、これについても、ごみの減量、そしてしっかり環境を考えた中でどのようにしたらいいのかと、環境にやさしいそのごみの扱いをしたら、これに取り組んでは参る所存でございますけれども、そういう中で現在のところ経費効果を考えた場合に、これらに対する対応も、まあ衛生組合としては考えてございませんのでご理解を願いたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが具体的事項につきましては担当課長等から答弁いたさせますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤盛雄議長 6番、湯田芳博君。湯田芳博君。

○6番 湯田芳博議員 最初の公務員法の話でございますが、いわゆる、今回、ないと、そういう問題を起こした行為はないという認識を秘めているんですが、それは関係職員に実際確認を行ったかどうかお話しください。

○佐藤盛雄議長 答弁を求めます。管理者。

○大宅宗吉管理者 はい、お答えいたします。

常日頃から、私も、町の職員もそうでございますけれども、この衛生組合の職員に対しても、まあこの春からなつたわけで、管理者に推していただいたわけでありまして、まあ、そういう中でしっかりと、公務員の自覚をもってやるよということを確認申し上げながらやって参りました。

一人一人確認したわけでは私としてはございませんが、そういう中でこの組織の職員として

の自覚をもってもらうようなことは常々申し上げておりますのでご理解を願いたいと思います。

○佐藤盛雄議長 6番、湯田芳博君。湯田芳博君。

○6番 湯田芳博議員 私の認識とはだいぶズレがありますので、今後、これらの言動、職員の言動については注視をして参りたい。このように思います。

それから、東部聖苑並びに西部斎苑のついでに待合室の改良であります。いわゆる和室に座椅子を置くということをやりますけれども、座して負荷がかかる。座すことに問題がある。という状況もありますので、私としては和室の改善を図っていただきたい。そのように期待をいたしますが、今、検討されてますか。

○佐藤盛雄議長 答弁をお願いします。

管理者大宅宗吉君。

○大宅宗吉管理者 この対応にあたりましてはですね、まあ西部の方は和室とそれから椅子も前からあったわけでありまして、東部聖苑に関しましてはソファというか、深く腰を落とすような状況でございました。しかし中々、高齢化の状況の中でもっと楽に休む方法はないかと、待機してもらえない方法はないかということを検討しました。和室の方もそういう意味でその辺もいろいろあったんですが、当面置いて、そして下のフロアの床の部分に椅子、テーブルにしたということがございますので、今のところ両方とも同じような対応をしております。まあ、どちらも利用できるような方法が今のところの一番いい方法じゃないかなと、そのような検討の中でそのように判断いたしました。

先ほども申し上げましたように、これからそのようなことが必要があれば、先ほども町民の皆さんと準備、よく聴いて対応していくというようなことで申し上げましたものですから、このようなところでご理解を願いたいと思います。

○佐藤盛雄議長 6番、湯田芳博君。

○6番 湯田芳博議員 ただ今、町民の皆さまと言いましたけど、町民の皆さまというのが広い不特定多数で何を指しているのか分からない。だけど、こういう場、議会があるわけです。議会の中でしっかりと意見を集約しながら前向きに検討していただくと、これが民主主義だと私は思っております。で、同時にこの住民生活の実態というのは、刻々と変化します。これはそうなった人の身でないと中々分からない。理解できない。そこをトータルで押しなべてものを考えるのではなくて、個々に一つ一つ考えながら障がい者や高齢者がこの町に住んでよかったと言えるような政策を実行すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤盛雄議長 答弁を求めます。

管理者大宅宗吉君。

○大宅宗吉管理者 今ほども答弁させていただきました。そのようなことがある程度広範囲に対応できるような施設の整備と、そのようなことで従事させていただきましたので、今議員がおっしゃられたようなことが具体的にどのようなことか私にはよく理解できませんが、そういなかで障がい者の方も、それから健常者の方もその東部聖苑に関しましては十分な対応ができてるとそのように認識してございます。これから変化がすれば、それはそれなりに衛生組合としても対応して参りますのでご理解を願いたいと思います。

○佐藤盛雄議長 6番、湯田芳博君。

○6番 湯田芳博議員 亜臨界水の対応については減量の問題だとか経費の問題だとかがあって、今はそれは考えていないと、そういうことでありますが、今お話ししたいいわゆる施設の改善についても、それから亜臨界水の反応についても、現場の方々、いわゆる職員の意識の問題です。私たちはそこにいないわけですから。ですから私は亜臨界水についても、トータル的に経費の問題とかあるいは減量の問題とか、じゃあ減量がどれくらいあるのか、生ごみだけ減ってます。草木も減ってます。そういうことも含めてですね、私は担当職員をしっかりと技術的な研修をさせるべきだと思いますがいかがでしょうか。

○佐藤盛雄議長 答弁を求めます。

管理者大宅宗吉君。

○大宅宗吉管理者 お答えいたします。

ごみの減量化は本当に人間が生活する上において、非常に大事なことだと思っておりますし、我々のこの地域も非常に環境がポイントになると、そのように考えております。そうした中でしっかりとしたその対策をしていくということは、今後、非常に大切な事業だと思っておりますので、まあその辺も含めましてですね研究して参りたいと思いますのでご理解を願いたいと思います。

○佐藤盛雄議長 6番、湯田芳博君。

○6番 湯田芳博議員 以上、簡潔に申し上げましたが、私たちは常に状況の変化を把握しながら、しかも、それに適切に対応していく。それは経費の面も当然そうです。しかし、それ以上に町の資源を有効活用することが私は大変課題として大きいと、こう認識しておりますので、今後、当組合がそういう姿勢でこの事業を運営されることを心から期待をいたしまして一般質問を終わります。

○佐藤盛雄議長 以上で6番、湯田芳博君の一般質問を終わります。

以上をもちまして、通告されております一般質問は全て終了いたしました。



**◎報告第3号 平成30年度主要な施策の成果及び予算執行の実績に関する報告について**

○佐藤盛雄議長 日程第5、報告第3号、平成30年度主要な施策の成果および予算執行の実績に関する報告についてを議題とします。

報告をお願いいたします。

これから質疑を行います。

ご質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

8番、渡部訓正君。

○8番 渡部訓正議員 渡部でございます。決算報告の質問ということでよろしいですか。

えっと、今回ですね。

○佐藤盛雄議長 主要な施策に関する成果。

○8番 渡部訓正議員 失礼しました。

○佐藤盛雄議長 はい。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

質疑無しと認めます。これで、質疑を終わります。

以上で報告第3号、平成30年度主要な施策の成果および予算執行の実績に関する報告についてを終わります。



**◎議案第9号 平成30年度南会津地方環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について**

○佐藤盛雄議長 日程第6、議案第9号、平成30年度南会津地方環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について。を議題とします。

この際、監査委員より、決算審査結果の報告を求めます。

監査委員、木下光廣君。

○木下光廣監査委員 監査委員を務めさせていただいております木下光廣でございます。

監査の意見を申し上げます。

平成30年度南会津地方環境衛生組合一般会計決算審査につきましては、去る7月18日、室井監査委員とともに決算審査を実施いたしました。

決算審査の対象は、歳入歳出決算状況であります。

地方自治法第233条第2項の規定によりまして、南会津地方環境衛生組合管理者より、審査に付された一般会計の決算は、歳入総額10億1,780万9,166円、歳出総額10億848万868円であります。歳入歳出差引残額は、932万8,298円であり、その残額につきましては、翌年度へ繰り越しとなりました。また、この残高は地方自治法施行令第168条の6の規定に基づき、指定金融機関に預金として保管されておりました。

決算規模と収支の状況につきましては、別紙のとおりまとめてありますので、ご覧をいただきまして説明は省略させていただきたいと思っております。

次に、基金の状況についてご報告を申し上げます。基金の種類は、財政調整基金であります。その残高は、9,800万6,571円で、金融機関に預金等として、保管されておりました。

各種帳簿類及び証拠書類等の照合をした結果、計数残高等も合致しておりました。

また、各種証拠書類も適正に処理されていたことを確認いたしました。

審査の個別意見といたしましては特にございませんでした。

以上、ご報告を申し上げます。

○佐藤盛雄議長 これをもって、監査委員の報告を終わります。

これから質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

7番、山岸国夫君。山岸国夫君。

○7番 山岸国夫議員 7番山岸です。

16ページの不用額のところの100万以上の不用額、聞きたいことがいくつかあります。これの主な中身について、お答えいただければと思います。

○佐藤盛雄議長 答弁を求めます。

事務局長、阿久津正治君。

○阿久津正治事務局長 7番議員さんにお答えいたします。

不用額は入札の時の請差でございます。ごみ、し尿の契約をする時の、入札する時の請差でございます。

以上でございます。

○佐藤盛雄議長 7番、山岸国夫君。

○7番 山岸国夫議員 主な不用額、入札という答弁今ありましたけれども、職員手当、下から3番目、職員手当が234万不用額になってますけれども、この関係はどんなふうな中身でこういう不用額になったのでしょうか。

○佐藤盛雄議長 答弁を求めます。

環境衛生課長、総務課長、阿部妙子君。

○阿部妙子総務課長 7番議員さんにお答えいたします。

下から3番目の234万422円のところかと思うんですけども、ここは主に扶養手当と超過勤務手当の不用額でございます。

以上でございます。

○佐藤盛雄議長 他にご質疑ありませんか。

8番、渡部訓正君。

○8番 渡部訓正議員 一応あの今回の決算で、一応、前年度決算と比較してみますと、約6,000万ほど、まあ6,000万弱だと思いますが、一応今年の決算が増になってるんですが、内容的にはそんなに変わってないように、どういうところが増となっているのか、それについて説明をお願いいたします。

○佐藤盛雄議長 答弁を求めます。

事務局長。

○阿久津正治事務局長 8番議員にお答えいたします。

主にあの、ごみ焼却施設の修繕等の増額になっております。よろしくご理解いただきますようお願いいたします。

○佐藤盛雄議長 他にご質疑ありませんか。

ご質疑ありませんか。

1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 基金の運用状況でございますが、財政調整基金として9,800万ほど積立てられておりますが、将来的な予測の元、あとは長期化、施設の長期化であるとか、長寿命化であるとか、地域の更新ということが主な使用先、想定されているかなと思うんですけども、現在の状況として、このような基金をどのように利用するか、現在のところの見込みについてお伺いしたいと思います。



○佐藤盛雄議長 答弁を求めます。

事務局長、阿久津正治さん。

○阿久津正治事務局長 1 番議員さんにお答えいたします。

今現在9,800万もありますが、あの、もし何かあった場合、修繕費の時に、あの、積立でございまして、で、予算額の大体10%から15%くらいは基金として積立たいと思っておりますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

○佐藤盛雄議長 他にご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案について、認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



### ◎議案第10号 令和元年度南会津地方環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）

○佐藤盛雄議長 日程第7、議案第10号、令和元年度南会津地方環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

〔「ありません」と言う者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。



### ◎閉会の宣告

○佐藤盛雄議長 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

上着の着衣をお願いいたします。

令和元年第2回南会津地方環境衛生組合議会定例会を閉会します。どうも、ご苦勞様でございました。

閉会 午前10時43分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員